108 短期入所生活介護費

点検項目	点検事項	点検結果		
夜勤減算 （特養の空床利用型又は併設本体施設が特養）	①短期入所生活介護の利用者数及び特養の入所者数の合計数が25以下	□	看護・介護1人未満	
	②短期入所生活介護の利用者数及び特養の入所者数の合計数が26以上60以下	□	看護・介護2人未満	
	③短期入所生活介護の利用者数及び特養の入所者数の合計数が61以上80以下	□	看護・介護3人未満	
	④短期入所生活介護の利用者数及び特養の入所者数の合計数が81以上100以下	□	看護・介護4人未満	
	⑤短期入所生活介護の利用者数及び特養の入所者数の合計数が101人以上	□	看護・介護4+25又は端数を増す毎に1を加えた数未満	
	人員基準緩和を適用した場合	□	②～⑤に0.8を乗じた数未満。	
夜勤減算 （併設本体施設がユニット型特養）	短期入所生活介護の利用者数及びユニット型特養の入居者数の合計数が20又はその端数を増すごとに1以上	□	満たさない	
夜勤減算 （上記以外）	短期入所生活介護の利用者数が25以下	□	看護・介護が併設本体施設として必要とされる数に加えて1未満	
	短期入所生活介護の利用者数が26以上60以下	□	看護・介護が併設本体施設として必要とされる数に加えて2未満	
	短期入所生活介護の利用者数が61以上80以下	□	看護・介護が併設本体施設として必要とされる数に加えて3未満	
	短期入所生活介護の利用者数が81以上100以下	□	看護・介護が併設本体施設として必要とされる数に加えて4未満	
	短期入所生活介護の利用者数が101以上	□	看護・介護が併設本体施設として必要とされる数に加えて4に利用者数が100を超えて25又は端数を増す毎に1を加えた数未満	

点検項目	点検事項	点検結果		
夜勤減算【ユニット型】（併設本体施設が特養）	夜勤を行う看護職員・介護職員の数がユニット型短期入所生活介護の利用者数及び特養の入所者数の合計数が20又はその端数を増すごとに1以上	□	満たさない	
夜勤減算【ユニット型】（上記以外）	２ユニットごとに夜勤を行う看護職員・介護職員の数が１以上（併設本体施設がユニット型特養である場合は、当該ユニットの数は合計することができる）	□	満たさない	
定員超過減算		□	該当	
人員基準減算		□	該当	
ユニットケア減算	ユニットごとに日中常時１名以上の介護又は看護職員の配置	□	未配置	
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	□	未配置	
共生型短期入所生活介護	共生型居宅サービスの事業を行う指定短期入所事業者が当該事業を行う事業所において共生型短期入所生活介護を行った場合	□	所定単位数の100分の92	
生活相談員配置等加算	共生型短期入所生活介護	□	実施	
	生活相談員の配置	□	1以上	
	地域に貢献する活動	□	実施	
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（理学療法士等）の助言に基づき当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている	□	該当	※利用者の状況は、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法等を調整した上で、ＩＣＴを活用した動画やテレビ電話の把握でも可。
	当該計画に基づき、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供している	□	該当	
	計画の進捗状況等を３月ごとに１回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている	□	該当	※利用者等に対する説明は利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等の活用可。

点検項目	点検事項	点検結果		
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が当該施設を訪問し、当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている	□	該当	
	当該計画に基づき、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供している	□	該当	
	計画の進捗状況等を３月ごとに１回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている	□	該当	
機能訓練指導員加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の機能訓練指導員等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（一定の実務経験が必要））を１名以上配置	□	配置	
	利用者数が100人超の場合、上記の要件に加え、常勤換算で利用者の数を100で除した数以上配置	□	配置	
個別機能訓練加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（一定の実務経験が必要））を１名以上配置	□	配置	
	機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、機能訓練指導員その他の職種が共同して個別機能訓練計画を作成、計画の内容を説明し記録、見直し実施	□	３月ごとに実施	個別機能訓練計画書（参考様式） 居宅訪問チェックシート（参考様式） 利用者等への説明は、利用者等の同意を得て、テレビ電話装置等を活用可
	計画に基づく機能訓練の実施	□	実施	
看護体制加算（Ⅰ）	１　常勤の看護師１名以上配置	□	該当	
	２　定員、人員基準に適合	□	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
看護体制加算（Ⅱ）	１　常勤換算で利用者の数が２５又はその端数を増すごとに１名以上配置	□	該当	※空床利用の場合は特養入所者との合計数で確認。
	２　看護職員による２４時間の連絡体制の確保	□	あり	
	３　定員、人員基準に適合	□	あり	
看護体制加算（Ⅲ）イ	看護体制加算（Ⅰ）の算定要件を満たす	□	該当	
	前年度又は前３月の利用者総数のうち、要介護３以上が７割以上	□	あり	
	定員２９人以下	□	あり	
看護体制加算（Ⅲ）ロ	看護体制加算（Ⅰ）の算定要件を満たす	□	該当	
	前年度又は前３月の利用者総数のうち、要介護３以上が７割以上	□	あり	
	定員３０人以上５０人以下	□	あり	
看護体制加算（Ⅳ）イ	看護体制加算（Ⅱ）の算定要件を満たす	□	該当	
	前年度又は前３月の利用者総数のうち、要介護３以上が７割以上	□	あり	
	定員２９人以下	□	あり	
看護体制加算（Ⅳ）ロ	看護体制加算（Ⅱ）の算定要件を満たす	□	該当	
	前年度又は前３月の利用者総数のうち、要介護３以上が７割以上	□	あり	
	定員３０人以上５０人以下	□	あり	
医療連携強化加算	看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定	□	該当	
	利用者の急変の予測や早期発見のため、看護職員による定期的な巡視	□	実施	
	協力医療機関と連携した緊急時対応の取り決め	□	実施	
	急変時の医療提供の方針について、利用者から同意	□	実施	
	厚生労働大臣が定める状態	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	短期入所生活介護費・併設型短期入所生活介護費の算定	□	算定	夜勤時間帯 22：00～5：00を含めた連続する16時間 （　　：　　～　　：　　）
	（１）夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、最低基準を１以上上回っている	□	該当	
	（２）①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の10/100以上設置、②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会(テレビ電話装置等の活用可)を設置し３月に１回以上開催し必要な検討を実施のいずれにも適合している場合は、最低基準を０．９以上上回っている	□	該当	
	（３）①入所者が使用するすべての居室見守り機器を設置、②インカム等の機器及び見守り機器の情報を常時受信可能なスマートフォン等の機器を、すべての夜勤職員が使用し、入所者の状況を常時把握、③見守り機器等活用委員会を3月に1回以上開催、④入所者の安全及びケアの質の確保に関する事項を実施、⑤夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮に関する事項を実施、⑥見守り機器等の不具合のチェック、定期的な点検、⑦見守り機器等の使用方法の講習、ヒヤリ・ハット事例等の周知、再発防止策の実習等を含む職員研修の定期的な実施のいずれにも適合している場合は、最低基準を０．６以上（人員基準緩和を適用する場合は０．８以上）上回っている	□	該当	
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	ユニット型短期入所生活介護費・併設型ユニット型短期入所生活介護費の算定	□	算定	夜勤時間帯 22：00～5：00を含めた連続する16時間 （　　：　　～　　：　　）
	（１）夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、最低基準を１以上上回っている	□	該当	
	（２）夜勤配置加算（Ⅰ）の（２）に該当	□	該当	
	（３）夜勤配置加算（Ⅰ）の（３）に該当	□	該当	
夜勤職員配置加算（Ⅲ）	短期入所生活介護費・併設型短期入所生活介護費の算定	□	算定	夜勤時間帯 22：00～5：00を含めた連続する16時間 （　　：　　～　　：　　）
	（１）夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、最低基準を１以上上回っている	□	該当	
	（２）夜勤配置加算（Ⅰ）の（２）に該当	□	該当	
	（３）夜勤配置加算（Ⅰ）の（３）に該当	□	該当	
	夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等を実施できる職員の配置	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
夜勤職員配置加算（Ⅳ）	ユニット型短期入所生活介護費・併設型ユニット型短期入所生活介護費の算定	□	算定	夜勤時間帯 22：00～5：00を含めた連続する16時間 （　　：　　～　　：　　）
	（１）夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、最低基準を１以上上回っている	□	該当	
	（２）夜勤配置加算（Ⅰ）の（２）に該当	□	該当	
	（３）夜勤配置加算（Ⅰ）の（３）に該当	□	該当	
	夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等を実施できる職員の配置	□	該当	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所生活介護が必要であると医師が判断し、医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合	□	該当（７日を限度に算定）	
	介護支援専門員、受入施設の職員と連携をし、利用者又は家族との同意の上、利用を開始	□	該当	
	<u>次のａ～ｃの者が直接利用を開始していない</u> ａ　病院又は診療所に入院中の者 ｂ　介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者 ｃ　認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護、及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護の利用中の者	□	該当	
	判断を行った医師は症状、判断の内容等を診療録等に記録し、施設は判断した医師名、日付及び留意事項等を施設サービス計画書に記録している	□	該当	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	利用者総数のうち介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が直近３月間の平均で５割以上	□	該当	毎月の記録
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が２０人未満の場合は１以上、対象者が２０人以上の場合は、１に当該対象者が１９を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えた人数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	□	該当	認知症介護実践リーダー研修 認知症看護に係る適切な研修
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	□	該当	テレビ電話装置等の活用可

点検項目	点検事項	点検結果		
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	利用者総数のうち介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が直近３月間の平均で５割以上	□	該当	毎月の記録
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が２０人未満の場合は１以上、対象者が２０人以上の場合は、１に当該対象者が１９を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えた人数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	□	該当	認知症介護実践リーダー研修 認知症看護に係る適切な研修
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	□	該当	テレビ電話装置等の活用可
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を上記の基準に加え１名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	□	該当	認知症介護指導者養成研修 認知症看護に係る適切な研修
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画の作成及び研修の実施又は実施を予定	□	該当	
若年性認知症利用者受入加算	利用者ごとの個別担当者	□	あり	
	利用者に応じたサービスの提供	□	該当	
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	□	あり	
緊急短期入所受入加算	居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが居宅サービス計画されていない	□	あり	
	介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めている	□	あり	
	利用理由・期間・対応などの事項を記録	□	あり	
	緊急利用者の居宅サービス計画の保存	□	あり	
	緊急受入後の適切な介護のための介護支援専門員との連携	□	あり	
	適切なアセスメントによる代替手段の確保	□	あり	
	連続算定日数	□	７日以内	※やむを得ない事情がある場合は　１４日以内

点検項目	点検事項	点検結果		
長期利用者減算	連続して３０日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所	□	該当	
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	□	あり	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	□	あり	
	定員、人員基準に適合	□	あり	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	□	あり	
	療養食の献立の作成の有無	□	あり	療養食献立表
	１日につき３回を限度	□	該当	
在宅中重度者受入加算	利用者が利用していた訪問看護事業所による健康上の管理	□	実施	委託契約書
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	以下のいずれかに該当			
	①介護職員の総数のうち介護福祉士８０％以上	□	該当	
	②介護職員の総数のうち勤続１０年以上介護福祉士３５％以上	□	該当	
	定員、人員基準に適合	□	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員の総数うち介護福祉士６０％以上	□	該当	
	定員、人員基準に適合	□	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	以下のいずれかに該当			
	①介護職員の総数のうち介護福祉士５０％以上	□	該当	
	②看護・介護職員の総数のうち常勤職員７５％以上	□	該当	
	③直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続７年以上３０％以上	□	該当	
	定員、人員基準に適合	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	2　改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	3　賃金改善の実施	□	あり	
	4　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書
	5　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	6　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	7　次の(一)、(二)、（三）のいずれにも適合	□		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	(三)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	8　処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	2　改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	3　賃金改善の実施	□	あり	
	4　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書
	5　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	6　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	7　次の(一)、(二)のいずれにも適合	□		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	8　処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	１　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	２　改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	３　賃金改善の実施	□	あり	
	４　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書
	５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	６　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	７次の(一)、(二)のいずれかに適合	□		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	８　処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（１）賃金改善について次に掲げる（一）～（四）いずれにも適合	□		
	（一）介護福祉士であって「経験・技能のある介護職員」のうち１人は賃金改善の見込額が月額８万円以上または改善後の見込額が年額４４０万円以上	□	該当	
	（二）「経験・技能のある介護職員」の賃金改善の見込額の平均が、「他の介護職員」の見込額の平均と比較して高いこと	□	該当	
	（三）「他の介護職員」の賃金改善の見込額の平均が、「その他の職種」の見込額の平均の２倍以上	□	該当	
	（四）「その他の職種」の賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円を上回らないこと	□	該当	
	（２）改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	（３）賃金改善の実施	□	あり	
	（４）処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書

点検項目	点検事項	点検結果		
	（５）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）	□	該当	
	（６）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを算定	□	該当	
	（７）処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	
	（８）処遇改善の内容等についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表（見える化要件）	□	あり	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（１）賃金改善について次に掲げる（一）～（四）いずれにも適合	□		
	（一）「経験・技能のある介護職員」のうち１人は賃金改善の見込額が月額８万円以上または改善後の見込額が年額４４０万円以上	□	該当	
	（二）「経験・技能のある介護職員」の賃金改善の見込額の平均が、「他の介護職員」の見込額の平均と比較して高いこと	□	該当	
	（三）「他の介護職員」の賃金改善の見込額の平均が、「その他の職種」の見込額の平均の２倍以上	□	該当	
	（四）「その他の職種」の賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円を上回らないこと	□	該当	
	（２）改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	（３）賃金改善の実施	□	あり	
	（４）処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書
	（５）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを算定	□	該当	
	（６）処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	
	（７）処遇改善の内容等についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表（見える化要件）	□	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等ベースアップ等支援加算	（１）介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込み額の３分の２以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること	□	該当	
	（２）改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	
	（３）賃金改善の実施	□	あり	
	（４）処遇改善に関する実績の報告	□	あり	
	（５）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを算定	□	該当	
	（６）処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	該当	